

1. 議事日程第2号

(平成19年第5回大口町議会定例会)

平成19年9月7日  
午前9時30分開議  
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 特別委員会の設置

日程第3(追加日程) 議案の委員会付託

日程第4(追加日程) 請願の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼情報課長	小島 幹久
健康福祉部長	水野 正利	環境建設部長	近藤 則義

環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉 本 勝 広	会 計 室 会 計 管 理 者	前 田 守 文
教 育 部 長	鈴 木 宗 幸	教 育 部 参 事	野 田 敏 秋
教育部参事兼 生涯学習課長	三 輪 恒 久	行 政 課 長	近 藤 孝 文
企画財政課長	近 藤 勝 重	税 務 課 長	松 浦 文 雄
生 活 課 長	村 田 貞 俊	福 祉 課 長	馬 場 輝 彦
こども課長	鈴 木 一 夫	保 育 長	稲 垣 朝 子
保険年金課長	吉 田 治 則	地 域 振 興 課 長	星 野 健 一
健 康 課 長	河 合 俊 英	建 設 課 長	野 田 透
都市開発課長	近 藤 定 昭	下 水 道 課 長	前 田 正 徳
監 査 委 員 長 事 務 局 長	掛 布 賢 治	学 校 教 育 課 長	江 口 利 光

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近 藤 登	議 会 事 務 局 長 議 次	佐 藤 幹 広
--------	-------	--------------------	---------

### 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

### 議案に対する質疑

議長（宇野昌康君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いをいたします。

議案第52号 政治倫理の確立のための大口町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第52号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第53号 大口町情報公開条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第53号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第54号 大口町個人情報保護条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第54号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第55号 平成19年度大口町一般会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、この補正予算の7ページ、8ページの歳入でありますけれども、固定資産税が現年度分課税追加ということで8,000万円出ております。説明では償却資産分だという説明であったと思います。大口町は物すごく税収がふえてきまして、財政力指数もこれでまたかなりアップしてくるのではないかなあというふうに思うんですけれども、そうしますと、その大規模償却資産と呼ばれている部分の償却資産税が県に吸い上げられるというようなお話も聞いているわけですが、それは一体いつからそのようなことに、このままいくとなるのか。一体どの程度の影響があるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、その上のところの町民税の個人分でありますけれども、これは税率が変更したことによって、要するに所得税と住民税の税率が変更したということだと思っておりますけれども、それに伴った補正だということなんですけれども、この分というのは当初から見えたのではないんですかね。ちょっとそこら辺がよくわかりませんので、この2,000万円の所得割の追加について、もう一度御説明がいただきたいと思います。

それから、次に歳出ですけれども、11ページ、12ページですけれども、財政調整基金の積立金の追加ということで6億8,000万円という予算がついておりますけれども、そうすると財政調整基金というのは総額一体幾らになるのか、お教えをいただきたい。

それからその下の民生費の老人福祉費、これ1点だけ聞いておきますが、介護保険の特別会計繰出事業ということで、介護保険事業のこれからの計画の策定等々があることによって職員4人分の時間外手当なんだということなんですけれども、仮に時間外手当が2,000円だとして4人で割り返すと1,250時間ということになるんですね。これをさらに4で割りますと312時間。要するに、1人当たり312時間程度の残業がこれから行われるということだと思っておりますけれども、私はこうした状況がわかっておるわけですので、これは残業だけで済ませるわけにはいかないのではないかなあというふうに思うんですね。これは、要するに人が足りないわけですので、きちんと人を配置するということが一番大切なことではないかなあと思いますが、今回はこれを時間外手当でやろうとしておられますけれども、そこら辺の考え方をぜひ伺っておきます。

それから17ページ、18ページですけれども、教育費の中学校費、大口中学校の屋内運動場改修工事実施設計業務委託料ということで499万6,000円というふうにあります。御説明では、屋根、外壁、床の改修が必要だということなんですけれども、体育館という施設は、屋根、外壁、床を除いたら、あと残るところはほとんどないんじゃないですかね。これは改修というよりも、今の御説明だけ伺っている範囲でいけば、これはもう建てかえをやった方がいいんじゃないかなあという印象を私は受けたわけですが、どういう状況になっているのか、この点につ

いてもう一度御説明をいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） ただいま吉田議員から御質問いただきました。

まず、1点目の固定資産税の償却資産に係ります県の課税分、大規模償却資産が来年度から幾らぐらい課税されるかというような御質問の内容です。

それにつきましては、今試算しましたところ、平成20年度の県の課税分は最大限で約7,400万円を県の方に吸い取られるというような試算を立てております。

続きまして2点目の、11ページの財調の現在の積立額は幾らぐらいだというような御質問の内容です。

8月31日現在の財政調整基金の積立額が19億になっております。今回、補正分6億8,000万をプラスしますと、25億8,000万ということになります。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま吉田正議員さんより御質問を受けました個人町民税の補正予算でございます。

今回は、2,000万を所得割の追加ということでさせていただきました。当初予算のときにも御説明をさせていただいておりますが、当初予算のときには、税源移譲、定率減税の関係上、税の比例税率化については約2億2,400万円程度計上させていただきました。それに伴って、納税通知の時期が参りますと、調定が確定したということで、大きく変わったのは所得者の増加ということで、前年に比べまして所得者が、納税義務者数ですけど、281名の増加が考えられます。以上であります。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 吉田議員から一般会計の老人福祉費、特別会計への繰出金の250万について御質問をいただきました。4人分の時間外手当ということで、時間外だけでいいのかという御質問だったというふうに思います。

当初は、ここの特別会計の時間外が4人で150万という当初予算を組んでありました。前年度も当初が150万で、決算ベース上は約400万ぐらいというような決算が出て、ことしの当初につきましては、何とか絞ってやるという意味で150万という当初予算を計上させていただきましたけれども、実際運用してみて、今おっしゃるように、なかなかその金額では無理だということで、今回250万の時間外をお願いしたということであります。

私自身も7月にかわって、福祉課の状況をつぶさに把握すると、確かに時間外が多いなあというのは正直思っておるところであります。何とかならんかなあということで今検討をして、話をしておるところでありますけれども、すぐということにはなかなか難しいのかなあという

のが実感であります。また、年度途中ということで、人をふやすということもなかなか難しいだろうということで、今回は時間外で対応をしておるということですので、御理解をお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 大口中学校の屋内運動場の改修工事について御質問をいただきました。

大口中学校の屋内運動場は昭和49年に建設がなされておりまして、33年が経過しておるわけでございます。こうした中で昭和58年に改修工事が行われておりまして、さらに平成13年には耐震補強工事、それから補修工事が行われております。また、災害時の避難場所にもなっておりますのでございます。

耐震補強工事が行われて、それ以後6年がたっておりますが、近年、雨漏りがございまして、また外壁も傷んできているということで、これ以上、傷みが進まないようにするために、また校舎が新しくなるということもあわせまして、今回改修工事を行うというものでございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、償却資産の点に戻りますけれども、今回8,000万、新たに追加で償却資産税が入ってくる予定になっておるわけですが、しかし財政力指数が幾つ以上になると県の方に大規模償却資産は吸い上げられるという規定がたしかあったかと思うんですが、ちょっとそこら辺の御説明がなかったように私は今聞いておったわけですが、ちょっとそこら辺の御説明もいただきながら、この財政力指数というのはどんどん国の方も基準を低くしているわけですので、愛知県内でいくと、財政力指数が1以上の自治体というのがもう過半数を超えたんですね、恐らく。愛知県も含めてだと思うんですが、そういう状況の中で、地方交付税に頼らなくても済むような体制というのは当然とっていかないかんわけですが、それにしても、この償却資産税が愛知県当局に大規模償却資産分については吸い上げられるということは、非常に町の財政にとってみれば大きな打撃ではないかなあと思うんですね。やっぱりその地域で法律どおりきちっと規定された税率といったもので徴収しているわけですので、それが財政力指数によって左右されるということは非常に私は本意なことではないかなあと思いますが、その点において、県への吸い上げということが本当にいいことなのか悪いことなのかということも含めて、町でせっかく上がってくる税金ですので、町民の皆さん方に使っていただけるように、大口町がきちっとこういうものを課税できるという形が私はベストじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺の見解についてもう一度お伺いをしてお

きます。

それから老人福祉費の問題ですけれども、私も当初予算のベースで見たら残業手当が150万だったものですから、これを合わせると400万ということで、要するに時間給が仮に2,000円だとすれば2,000時間。ということは、大体1人の職員の方の年間の労働時間に匹敵するという時間ですので、ここの介護保険の分野でいけば、1人は確実に足りないという状況が恒常的に続いているんだらうというふうに私も理解をしているわけですので、やはりきちとこら辺も見ていただいて、ぜひ来年度はこうしたことについても改善をしていただきたい。これは要望にしておきます。

それから、大口中学校の屋内運動場の関係ですけれども、今御説明がありましたけれども、屋根は雨漏りしている。外壁も危ない。床も、平成13年度の耐震工事のときに議員がその場所へ行って、見させていただいた覚えがあるんですけれども、舞台の床下がシロアリかなんかにやられて、もう本当にひどい状況も私も記憶をしているわけですけれども、33年たって、いよいよ建てかえなのかなあというふうに私は思っておったわけですけれども、そうではない、改修をしていくんだということなんですけれども、今回、これを改修することによってどの程度この屋内運動場はもつのか、そこら辺の見込みというものがもしあればぜひお教えをいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） ただいま大規模償却資産で引き続き御質問いただきました。財政力が幾つになったら大規模償却資産の県の課税対象になるのかというような御質問の内容でございました。

一応、おおむね財政力指数が1.6を超えた場合が大規模償却資産の対象になるということになっておりますけれど、例えば幸田町なんかにおきましては、平成17年度の財政力指数が1.59であったにもかかわらず大規模償却資産が課税されたという場合もあります。ですから、ちょっと特別な計算式がありまして、1.6を切った場合でも課税になる場合もありますので、目安的に1.6という目安があるというふうに考えております。

あと、大口町は県に取られずに課税できる方向でいけたらというような御質問の内容なんですけれど、その点につきましても、県課税で現在、飛島村とか三好町で既に県で吸い取られている市町があるわけなんですけれど、その市町にもいろいろお聞きしましたところ、県に吸い取られ損という状況で、いろいろ方策を考えたんですけれどという内容で、できる限り県への事業の要望とかを今まで以上に強く要望して、対処しているということをお聞きしました。以上です。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 今後どの程度使用していくかといった御質問でございますが、期間についてはきちっとお答えができないところがありますが、おおむね10年程度は使用できるのではないかとこのように考えております。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大規模償却資産の件で企画財政課長の方から御回答を申し上げておりますが、この大規模償却資産につきまして県が課税をする制度の話を、ちょっと補足説明をさせていただきます。

先ほど吉田議員さんからお話がありましたように、本来、固定資産税は、固定資産税の所在する市町村において課税すべきものである。これは御承知のとおりであります。ただ大規模な工場等の所在する市町村においては、これらの工場等の償却資産に係る税収が著しく多額となる結果、これらの固定資産税の所在しない市町村との間において財政力に著しい差異が生じることになるため、過度の税源の偏在を是正し、税の効率的な使用を図る見地から、大規模償却資産の所在する市町村の、その償却資産に対する課税を制限しまして、一定限度を超える部分について、その市町村を包括します道府県に課税権を付与するというものでありまして、説明の中で「吸い取られる」というような表現がたびたび出てきたわけですが、そういうものではなくて、今も言いましたような道府県に課税権を付与する制度というような理解をいたしております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 部長さんはそう言われますけど、やっぱり吸い上げられるというふうに、取られる方からすればそういう意識になってしまうというのが実態じゃないかなあと。職員の皆さん方もそういうふうに思ってみえるんだろうと私は思います。

だけど、担当の課長さんがよその市町の例を挙げて言ってみえましたが、今まで以上に県事業を要望していくという、そういう方向というのは私は大切な方向じゃないかなあというふうに思いますので、その点において、総務部長さん、ぜひ御努力をいただきますようによろしく申し上げます。

1点ちょっと聞き忘れたんですが、財政調整基金ですけれども、25億8,000万円という残高になるんだということなんですけれども、この財政調整基金というのは、従来から大体10億円程度あればまあまあのところなんだと、その程度あれば大丈夫なんだというような御説明があったわけですが、今もそういう考えであるのかどうなのか、その点について1点だけ伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 財調の現在高ですが、それにつきましては、今吉田議員さんからお話がありましたように、私の記憶でも十二、三億というようなことで時に説明を、担当の収入役さんが御回答されたというような経過があった記憶であります。今企画財政課長が御説明をしましたように、現時点、13億、あるいは12億という財調の保有の目標というのは変わっておりまして、現在はおおむね25億ぐらいをめどにというようなことで財政当局としては取り組んでおります。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） おおむね財調は25億円ぐらいは必要なんだという、その根拠を一度御説明をしていただきたいと思います。

それから、14ページの衛生費の中の妊婦乳児健康診査委託料の追加ということで235万6,000円計上してございます。10月1日から年4回を7回補助の対象にするということですがけれども、これが、いわゆる妊産婦健診の回数を年4回から7回にしますよということなのか。説明の言葉で「妊婦乳児」となっているもんですから、妊婦と乳児と両方が補助の対象なのかどうか、ちょっとそこら辺がよくわかりませんので、その内容をひとつ御説明がいただきたいと。

それから、妊婦健診については通常、妊娠してから出産するまで十四、五回ぐらいは健診に行かれるというふうに聞いておるわけで、愛知県内でも14回か15回、これは補助の対象にしているというところもございまして、お隣の江南市さんでは11回やっているところもあるわけです。財政力からすれば、少子化対策にもっともっと力を入れる力があるわけでありまして、7回と言わず、もっとふやしていくべきではないかなあというふうにも思いますけれども、いかがでしょうか。

その下の一般不妊治療費30万円、国か県の方から2分の1の助成があって、この予算が計上されて、これは10月1日から開始をするけれども、7月分から補助の適用をしていきたいという御説明でありました。一般的に、不妊治療というのはどのぐらいの費用がかかって、その不妊治療の内容というのは何か幾つかあるんだろうというふうに思うんですけれども、それについてちょっと御説明がいただきたいなあというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 財調25億の根拠ということで御質問をいただいたわけですがけれども、当時12億、あるいは13億というようなお話を議会においてさせていただいたころの状況を十分に私は掌握しておりませんが、御承知のように、バブル、あるいはバブルの崩壊後あたりの時期の町の税収の状況を見ますと、おおむね5億円ほど税収において開き

があるというようなことが計数的にわかりまして、その中でその状況をクリアしていこうと思うと、年数的には5年ぐらい必要ではないかというのが、私ども財政当局が25億の財政調整基金の目標額を設定しておる大まかな根拠でございます。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 14ページの妊婦健診について御質問いただきました。

妊婦健診の項目といたしましては、妊婦乳児健康診査委託料追加ということでございます。今年度4月から、妊婦については年4回、それから乳児については年2回ということで進めております。今回の補正につきましては、妊婦健診について4回を3回ふやしまして7回ということに係る補正の追加でございます。乳児については、従来どおり変更はございません。年2回の健診の委託料でございます。

それから、健診回数のさらなる増加ということでございますが、国の方からの一定の方針としまして、年5回程度の妊婦健診の補助をというような通知も来ておりまして、それを受けまして各市町が今年度から数多く健診回数をふやしております。御質問のとおり、江南市では10回ということで聞いております。一般的にはまだまだ最高が江南市ということで聞いておりまして、近隣情勢を勘案しまして、今回7回ということを予定しております。

それからもう1点、不妊治療の御質問でございます。

不妊治療につきましては、従来から国の方では特定不妊治療ということで、これは保健所が窓口になりまして、健康保険のきかない部分の体外受精、あるいは顕微受精に対する助成金ということで、これまでも10万円の限度額で助成しています。今回新たに始めますこの一般不妊治療につきましては、この特定不妊治療の前段の治療、あるいはその検査の費用ということで、新たに県の補助を受けて創設するものでございます。

費用といたしましては、一般的な治療として、御質問のとおりいろいろな治療方法がございます。資料に基づきましてお話しさせていただきますと、タイミング療法、あるいはホルモン療法、それから人工受精等の体外受精に至る前段の保険の適用を受ける治療等がございます。こういった5項目ほどの治療の例がございまして、県の資料でいきますと、そういった治療をいたしますとおおむね9万円程度の費用がかかると。それともう一つ、その前段の検査等を含めておおむね10万円程度ではないかということで、それに対して2分の1を補助するというようなことでございます。以上です。

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） どうも25億必要だと言われても、財政の豊かなところと、それから厳しいところとの格差が非常に厳しい中で、財調が大口町の財政規模で一般会計の約3分の1ぐらいは確保しておかないかということのは、ちょっと私は理解ができませんね。もちろん9月補正

等ですうっと以前は、増額補正があればそれは道路だとかいろんなところで使ってしまっていた。そういう財政運営はよくない、前年度の繰越金等については、きちんと起債の繰り上げ償還や、あるいはそのための積立金に積み立てておくというような正しい財政運営が必要だということは御指摘をし、そのように改善もしてもらってきたところでありますけれども、財政調整基金がどうしても必要だというのは、急な大規模な災害とか、そういうところに備えておかなきゃいけない。あるいは、急激な財政の変化があった場合の対応力をつけておかなきゃいけないと。そういうことはよくわかるわけでありまして、そういう中で私が感じるのは、大口町は人口も少ないし、面積も少ないし、基準財政需要額が思ったようには伸びていない。そういうことで財政力指数が上がっていくと、こういう一面があるなあと。やはり基準財政需要額の向上を図る、そういうまちづくりの視点というものが欠けているんじゃないかと。

例えば三好町も今名前が出てまいりましたけれども、三好町に行きますとすばらしい町道が物すごく整備されています。大口町はこのところ、計画されている小口線もようやく人を配置して、これから測量しますという予算もつけていただいておりますが、道路が特に最近の需要に合っていない。車の大型化、トレーラーなどが通る。道路が狭い。ばちが不完全だ。そういうようなところを見ますと、例えば都市計画道路としてつくった大口桃花台線などももう狭いなあという感じはしますし、今、人が安全に、もっと歩行者優先的な道路のつくり方などというのが、名古屋の広小路通り等でも改良がされるというようなことも報道されておりますけれども、自転車安全に通れる、歩行者が安全に通れる、そのためには今の道路幅では足りないというようなことが言われるようになっております。そういう意味で、大口町の道路網整備計画というのはあるんですが、全くそれらについてはほとんど実行する意思がないかのような最近の状況が見受けられるんです。

例えば県道斉藤羽黒線も都市計画道路でありまして、30年ほど前は、またこれは拡幅されることになるからということで、家を建築する際には、その分後退してつくってくださいという指導が強化されておりました。最近は全くやられずに、道路の際まですれすれに家がどんどんと建っていってしまう。町の指導も貫かれていない。そういう様子を見ると、もうそうした計画はやる気がないのかと、非常に残念だなあというような状況も私は心配をしておるわけです。

そういう意味で、大口町の道路だけではありませんけれども、基準財政需要額が向上するような思い切ったまちづくりを進める視点、これの工夫が必要なんじゃないかと。このままでは財政力指数はもうどんどんどんどん上がって、1.6、1.7、1.8、2なんていうふうになってしまったら、いわゆる県に吸い上げられる部分だけは吸い上げられてしまうということになってしまうわけでありまして、とりわけ大口町内の優良企業が好調で、そのことによってふえる税収でありますから、産業基盤の整備というようなことも含めて、幹線道路の拡幅とい

うようなことも改めて道路整備計画に基づいてきちんと遂行するような視点を持ってはいかがかなあというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

もう1点、さっき聞き忘れました。12ページの障害者自立支援事業の扶助費で、就労者支援奨励金ということで78万円計上されております。一月1人当たり3,750円の助成をするんだというような御説明があったわけですが、ここのところをもう少し内容を詳しく御説明がいただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 財政力指数、さらには先ほども質問のありました大規模償却資産についても言えることだと思っておりますが、今、田中議員さんからお話のありました基準財政需要額を増加させる、これは必要な方法だと思っております。そのために具体的にどういうふうな、各部局において事務事業の取り組みをするのがいいのかということまで、今は私の頭にはないわけですが、今言われました基準財政需要額を増加させるということについては同感でありますので、そのような角度も含めて、今後予算査定、あるいは関係部局との調整、あるいは協議をしていきたいというふうに思っています。

議長（宇野昌康君） 福祉課長。

福祉課長（馬場輝彦君） 田中議員さんから障害者就労支援奨励金について御質問をいただきました。もう少し詳しい説明をということですので、説明をさせていただきます。

まず、この背景でありますけれども、障害者の自立支援に基づくものでありまして、できる限り就労の道を探すということが背景であります。実施は、7月から愛知県の方が実施をするということで、もともと愛知県の知事のマニフェストから端を発している事業であります。御決定をいただければ、7月の実施分から利用をしていただくということになります。

金額につきましては3,750円を上限としております。これにつきましては、月に最高22日ということで設定をさせていただきます。割り算をしますと175円という単価が出てきます。175円の日にか当たりの単価に実際に出てきた日数を掛けて、その額を支給するという内容になっております。

なお、県の方の話をしていただきましたけれども、2分の1県の補助ということで出ますので、歳入の方にも8月から2月までの実施分が全部で70万8,400円ということで、半分の35万4,200円ということで歳入の方の予定もしております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 1点のみ、お尋ねをさせていただきます。先ほど吉田議員からも質問がございました大口中学校の屋内運動場の改修工事の件で伺います。

改修工事は、耐震補強工事が終わりました6年がたち、雨漏りしてきたので改修をされるというような御回答だったと思うんですが、この屋内運動場、平成13年に耐震補強工事を終えられたわけですが、その際に工事のずさんさが発覚して、目を覆いたくなるような状況だったかと思うわけでありますが、その当時、補強工事をしまして、いわゆる耐震化、人の命を優先するというので、いわゆる躯体だけの補強工事が終わったわけでありまして。あとの細部についてはまだ、補強工事というものは私は終わっていないと思っております。その当時の現場の状況を見ますと、現状とても不安で、安全面については一抹の不安を感じておるわけでありまして。もともと本当にずさんな工事をやってある建物に対して、今回上辺だけの改修をされるような今の答弁であったと思うんですが、それに、今の設計料から推察しますと、億というような工事費がかかるんじゃないかと私は推察するわけです。本当にこのような無駄な予算を使って改修をされるということより、吉田議員からも指摘があったんですが、建てかえの方向ということ私は常々お願いしているわけですが、新設の統合中学校建設の折にも、中学校をすべて更地にして、隣にでも考えるべきだと、そのように発言をしてきた経緯もあるんですが、避難所として現在も指定をされております。本当にそれが大丈夫なのか、私は本当に一抹の不安を感じておるわけです。ここに今、改修ということ予算が出ておるんですが、これも一考していただきたいと、このように思っているわけですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 大口中学校の屋内運動場の改修工事について御質問をいただきました。

平成13年に、先ほど申し上げましたように耐震工事が行われております。その際に愛知県建築住宅センターの調査業務、ふぐあいがあったということで調査を行いまして、その後、同時に補修工事がなされておりますので、この点については、そのときに対応がなされているんじゃないかというふうに思っております。したがいまして、今回につきましては、屋根、外壁、床の改修工事を行いまして、この建物を引き続き使用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 住宅センターの評価でオーケーだという話なんですが、現状、実際に建物を見ていただくとわかるんですが、現場の当事者としてそのときに携わっていたもんですから細かいことは言いませんが、とにかく小屋裏あたりも見ていただくとわかるんですが、現状そのような建物が今あるかというような考えが私にはあるわけです。実際、子供たちが生活の場として使っているその建物が、不安を持って外から見ていなきゃいかんというようなこと

では困りますので、まだまだやるべき補強というのはたくさんあると思います。ですから、上辺だけの改修じゃなくて、内部にわたっての補強も組み込んでいただきたい、工事をやられるのであるならば。ですから私は、これから改修だけじゃなくて、補強という面からいくと、とてもじゃないですが莫大なお金がかかってくるんじゃないかと、このように思っております。ですから、とにかく新築と改修を一度対比していただいて一考をお願いしたいと、こんなふう

に思っております。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 今、建てかえか、あるいは補修かということを検討してほしいと、こんな御質問でございました。

2回の改修をして、耐震もやってきたわけでありましたが、今回、新しい中学校を開校するというところでございまして、さきの議会でも、あんまりみすぼらしいんじゃないかと、せめて色ぐらい塗り変えたらどうだと、こういう御指摘をいただいているところでございます。

この建物が、専門の立場で危ないよというふうに今おっしゃっているわけですが、建てかえればそれにこしたことはないというふうに私どもも思っております。もともとそのような建物であったということを、私自身も大口中学校に勤務しておるころはわかりませんでしたので、ああそんな建物なのかということさきの改修のときに知ったわけですが、とりあえず開校に向けて、余りにもみすぼらしいという指摘をいろんなところから受けておるわけですが、当初はまず色を塗り変えるというようなことでスタートしたわけですが、どうも屋根もはげてきておまして、これも同じやるなら色を塗り変えなくてはいけないと。床もひずみが出ておりますので、全面的な改修ということではございません。それでも物が物でございますので、お金がかかります。それでもとりあえずはそれをやっこと、こういう判断を今しておるところでございまして、大変苦しい判断をしながら、この補修をしていくというふうに決断をしているところでございます。

もちろんこれがどのくらいもつかということは、先ほども課長が申し上げましたが、ただ改修にかかる金額等も考えますと、先ほど言ったようなそのぐらひは何とか使えないかなあというところが私どもの判断でございます。

実は、このほかにも一般質問をいただいておりますけれども、小学校の耐震の問題だとか、いろんなことを教育委員会は抱えておまして、そちらの方を急がなくてはならないというような事情もございまして、全面改修、あるいは全面的な建てかえができれば、それにこしたことはもちろんないわけですが、当面こうした改修でしのいでいけたらというような、そんな判断でございまして、御理解がいただけたら大変ありがたいというふうに思っているところでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 齊木一三君。

11番 ( 齊木一三君 ) 今の答弁ですと、応急的な化粧直しをするというような御答弁だったかと思いますが、何せ莫大なお金が必要となってくると思うわけであります。その点、まだ改修して10年ぐらいいつというような答弁もあったわけですが、何せそういう改修をやられた折に、当然やっていかなきゃならない、今現状自分たちが見て、危ないと思ったところをやっていかなきゃいかんと、私はこのように思っております。ですから、この改修に関して私は本当は反対の立場であるわけですが、もしこの予算が可決されるならば、私は細部にわたっている補強工事関係も指摘をさせていただき、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長 ( 宇野昌康君 ) 他にありませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 丹羽勉君。

7番 ( 丹羽 勉君 ) 1点だけ御質問させていただきます。

11、12ページでございます。一番上に一般管理費、共済費で598万3,000円の補正が組まれております。説明のときには、6月末の勧奨退職者に対する特別負担金であるという御説明でございました。勧奨退職の基準がございましたら、ちょっと教えていただきたいと思っております。

議長 ( 宇野昌康君 ) 行政課長。

行政課長 ( 近藤孝文君 ) 勧奨退職の基準について御質問をいただきました。

大口町では、大口町職員の勧奨退職実施要綱というのを決めております。平成14年1月1日に施行させていただいてきょうまで運用しておるわけなんですけど、それに基づいて、今回、退職への特別負担金という形で上程させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

( 挙手する者あり )

議長 ( 宇野昌康君 ) 丹羽勉君。

7番 ( 丹羽 勉君 ) 勧奨退職というのは、常時やれるようなルールになっておるのでしょうか。一般的には春、3月末、それから上半期の終わった秋ごろ、9月、10月ごろに行われると思いますが、その辺は大口町の要綱ではどのようになっておるのでしょうか。

議長 ( 宇野昌康君 ) 行政課長。

行政課長 ( 近藤孝文君 ) 勧奨退職の希望者の募集を、毎年3月、それから9月に募集期間を設けまして行っております。3月に退職届を提出していただいた方につきましては、年度の翌年度、ですから1年後の3月31日に、9月に退職届を提出していただいた方につきましては、その年度の3月31日に退職していただくということになります。

今回、6月30日付で退職届が提出されております。その処理につきましては、第4条、退職の手續というところの下段に「ただし、特別の事情がある場合はこの限りによらない」、それから退職の時期、第5条ですけど、「ただし、前条のただし書きにより、退職する職員の退職日はこの限りでない」ということに基づきまして処理させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) いわば特例というふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今も行政課長が御説明を申しましたように、一般的な手續としては3月、あるいは9月に、事前に勧奨退職の申し出を受けまして、当該、あるいは翌年度の3月末をもちまして勧奨退職ということになるわけですけれども、そのほかに、勧奨退職として扱える条項の中に今御説明を申し上げた項目が特別なものとしてあるということでございます。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 私も1件だけお尋ねしたいと思っております。

16ページの単独土地改良事業、農道、農業用排水安全対策等施設整備工事費追加2,600万の件でございますが、これは何か扶桑境の転倒堰の改修というふうに御説明をいただきましたんですが、どうしてこういうふうになったのか、その辺もあわせてもうちょっと詳細に御説明いただけないでしょうか。

議長(宇野昌康君) 建設課長。

建設課長(野田 透君) ただいま倉知議員さんの方から上小口の転倒堰の改修についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、上小口と申しましても、上小口二丁目地内、ちょうど丹羽高校の東側で木津用水と合瀬川が合流しているところがございますが、その合流地点から合瀬川を150メートルほど上流へ上ったところにあります転倒堰でございます。この堰は、丹羽高の南側約7ヘクタールに、用水をそこで取水して、かんがいする施設でございます。設置年度は昭和46年に設置されておまして、35年以上経過しているわけございまして、今回、4月の終わりなんですけど、用水を取るために起こしたところ、本体と河床との間にあります、水をとめる、そのすき間をとめる止水板が古くなって、そこから水漏れを起こすというような状態が発生いたしました。それ

で今、応急処置として、それにシートをかぶせて、土のうで積んで対応しておりますが、その止水板を直すに当たりまして、その止水板を本体にとめなくてはならないわけですが、その止水板をとめるボルトを本体に打ち込むにしても、その本体の方が35年を経過しておりますので、さびによる侵食等でかなり薄くなっておりまして、そのボルトを受けとめるだけの耐力がないというようなことで、今回全部を取りかえさせていただくというようなことで補正を上げさせていただきます。よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 35年以上経過しておると今お聞きしましたんですが、これはちょうど扶桑境のところにありまして、その需要は大口町の方に来ているかもわかりませんが、一時、何か扶桑町が管理しておったという話もちらっと聞いたことがあるんですね。どちらにしましてもそういうこともありますし、常識的に考えますと1級河川でもありますので、一般的にはこういうやつには県費補助があってもいいんじゃないか、詳しいことは私もよくわかりませんが、そんなような気がいたします。そういったことを調査されて、これも町単事業になったんでしょうか。いかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 建設課長。

建設課長(野田 透君) 当然、こういった農業用施設の改修については県費補助の枠がございます。ただし、19年度の枠につきましては、前年度において用水路、農道の改修を5路線申請しておりまして、それについての内示が既についております。それで追加という枠が、なかなか県の方も厳しい財政状況で、追加という枠はございません。ですから新年度ということになります。今申し上げましたように、もう4月の末にはその堰が必要だというようなことで、新年度に入りましての発注でございますと、その取水までに間に合わないということで、今回、この秋以降の中で工事をさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 急にこういうふうになったというような状況のようでございますが、使用されている方は大口町の方がたくさんいらっしゃると思います。やっぱりある程度点検ということもやりながら、あるいはお地元のお話も聞きながら、ある程度こういうことをそれなりに調査が必要ではないかなあと思っております。

それと、先ほど財政力指数というお話がいろいろありましたときにこんなことはあんまり芳しくないかもしれんですが、やはり無駄を省きながら、削れるものは削っていかうと、今そう

いう考えで大口町はやっております中で、ちょっと言い方に語弊があるかも知れませんが、稼げるものは稼ごと、財政力指数が多過ぎて吸い上げの話も出ておりましたが、やはり稼げるものは稼いでいこうといった考え方も大事じゃないかなあと私は思っております。そういった努力もぜひこれから一生懸命していただきますことを期待しておきます。以上でございます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 15ページの土木費、2.道路橋りょう費、1.道路橋りょう維持費、500万の追加予算が組まれておるようではありますが、これは豊三線の工事とお聞きしました。多分、堀尾橋南の拡幅工事に関する件かと思いますが、現在工事がほぼ終わりました、1軒の方だけ話がつかなかつたとみえて、工事ができておりません。その地権者との話し合いは現在どのようになっているか、お聞きをしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） ただいま土田議員さんから御質問いただきましたが、今回補正をさせていただくものについては、今言われた箇所の工事ではございません。豊三線ということで上げさせていただいておりますのは、今言われたもうちょっと南側のところで、田んぼの真ん中に交差点がありまして、そこでよく事故があると。ちょうど福玉倉庫の北側のところですが、岩倉用水の分水工がございますところですが、そこで事故がよくあるということで、そこを事故危険箇所というようなことで位置づけまして、その事故を減らすために、交差点がそこにあるというような明示を、交差点内に色づけをしたりとか、あとガートパイプを設置したりとか、反射材、デリネーター等の設置をして交差点の予告をしまいたいというふうなものでございます。

本題の御質問のことでございますが、おっしゃるとおり、1軒の方についてはまだ、建物はかかりませんが、工作物等が残った状態でございます。これについては、権利者さんとの調整の中で、ちょっと間を置いてくれというようなことがございまして、ほかの権利者の方とは時間を置いて進めさせていただいております。特に拒否をされているというようなことではございません。根気よく交渉をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 勘違いをした質問をしましてまことにすみません。

お答えをいただきましたので、ついでにまたお聞きをしたいと思います、よろしいでしょ

うか。

もし、この工事が完了しますと、現在あの場所は大変不自然な形でありまして、トレーラーも回れない大変危険な場所です。歩道橋もつくと思いますが、橋を含めて、この付近の今後の工事の予定をお聞かせ願いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

今年度、堀尾橋の橋梁の改修について、事前の設計に取りかかっております。ボーリング調査等いたしましてそういった設計をしていくわけですが、今年度設計をいたしまして、来年度以降、橋を拡幅しまして、両側に歩道がつくような形。それから、今言われましたちょうど上流の西側部分ですね。その曲がり角のところがちょっと狭くなっておりますので、そこらあたり、曲がりやすさというか、隅切りも考えた上での橋梁の改修を進めたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第55号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第56号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第56号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第57号 大口町道路線の廃止について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第57号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第58号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第58号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第59号 監査委員の選任について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第59号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、ここで10時50分まで休憩といたします。

なお、11時から空調設備の部品交換を急にやらなければならないそうでございます。多分この中が若干暑くなってくると思いますので、暑いと思われる方は上着を取って質疑に精を出していただきたい。よろしく願いいたします。以上でございます。

(午前10時33分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

議長(宇野昌康君) 認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について質疑に入ります。

それでは、決算書の事項別明細書により順次質疑を進めます。

初めに、一般会計の歳入について一括して質疑を行います。

63ページから84ページの町税から町債までについて、ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 今、63ページから84ページということでしたが、1ページと2ページのところに私が質問するのに格好の表がありますので、このところで質問させてもらってよろしいですか。

議長(宇野昌康君) はい。

7番(丹羽 勉君) では、1ページ、2ページの決算総括表の不納欠損額についてお尋ねいたします。

一般会計で2,772万8,882円、特別会計で5,429万5,952円、合計8,202万4,834円になります。監査委員の意見にもありましたように、滞納整理については担当職員の努力が伺えるところがありますが、予算130億円から見ればわずか0.6%にしかなりませんが、8,000万円というのは決して少ない金額とは思えません。5年が経過して欠損計上される8,000万円をどのようにお考えですか。

次に、63ページ、64ページの町税、都市計画税についてお尋ねいたします。

調定額で282万4,800円、17年度末の滞納繰越分だと思いましたが、そのうち89万7,100円が欠損計上されております。この欠損額は当初予算を編成するときに既に把握しておられたと思いますが、当初予算では12万円しか計上されておられません。この表から推察いたしますに、89万7,100円が18年度で欠損で計上しなければいけないということが前からわかっておると思いますが、12万円しか計上していないということは、その差額である77万7,100円は当初から欠損処理をするということになってしまいますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

それから、都市計画税についても1点、平成15年度より税率が100分のゼロとなっておりますから、15年度以降、都市計画税は発生していないこととなります。18年度末の収入未済額であります170万300円、これが滞納繰越額だと思いましたが、今後徴収する分、18年度でいきますと22万7,400円が徴収されております。これらの徴収されるであろう金額を除きますと、5年を経過したときにはすべて欠損で計上されることとなりますが、今残っておる収入未済額をできれば徴収していただきたいわけですが、徴収できない場合、欠損計上ということになりますが、それはいつごろになりますか。

以上について、お答えいただきますようお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま不納欠損額について御質問を受けました。

私の方からは、不納欠損額の2,700万円の説明をまず1点目にさせていただきます。

不納欠損額は、毎年御質問をいただいておりますとおりでございます。時効消滅分が地方税法の第18条で消えるものでございます。これにプラスして、執行停止といって、どうしても徴収することができないというのが地方税法の15条の7で制定されております。金額については、不納欠損は16、17年とかなり高額な金額で計上させていただいております。対応すべく税務課職員が一丸となって、ここもう何十年ですか、特別徴収月間として8月と12月に職員全員で臨戸訪問及び電話等による督促を、年に1回は必ず訪問して、お会いしてお話をするという方向でさせていただいております。それに伴って、不納欠損を減少するためには調査ということで、法務局、固定の調査、所得に関しては税務署、それから預金調査等々もさせていただいております。しかし、差し押さえとなりますと、ある程度の生活費は差し押さえをすることができません。徴収月間の前に私の方から、必ず年1回は会って徴収していただくよう職員に言い聞かせているところでございます。

それと、収納窓口の話がかなり前にありまして、16年に私が税務課に来たときから、16年9月からは第4日曜日と平日の第4金曜日に収納窓口というものを開設させていただいて、実施させていただいております。また、17年10月からは第1日曜日を追加させていただいて、収納率の向上に努めてまいっております。

2,700万円の説明は以上です。

それと、都市計画税の18年度当初予算の12万円の予算に対しての決算額が今質問にありましたように22万7,400円であり、不納欠損額は89万7,100円となっております。なぜ不納欠損前に徴収できなかったか、また予算額に対しても計上の仕方が甘いのではないかというような質問だったかと思えます。

この滞納繰越額につきましては、議員も承知のとおり、平成15年度より課税を100分のゼロ課税ということで実施をさせていただいております。その後が発生した滞納繰越分でございます。過去の当初予算額を見させていただいても、年々減少させていただいているのを数字の上で上げさせていただいております。

きょう現在で滞納繰越件数を調べてみますと、109件に上っています。この滞納繰越分については、期間が過ぎれば過ぎるほど収納することが年々難しくなっているということが現実でございます。収納強化月間とあわせて、当税務課としては、19年10月から西尾張県税事務所の職員が当町に来ていただけるという内諾をいただいております。来ていただいたことによって、差し押さえ等の指導に重点を置いて、収納に対する強化を実施していきたいと考えております。

それと、収入未済額の170万でございます。この金額がいつごろになったら全部消滅になるかということでございます。

今回の不納欠損額で落ちた分は、今の18条と執行停止の分を含めて89万7,100円となっております。その中でいつごろ全部消えるかということは一度個別に調査させていただかないと、またわかるところは後ほど報告したいと思えます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 中身には時効のもの、執行停止のもの、いろいろあるようで、また毎年職員が一丸となって、月間を通じて収納に努められておるということがよく理解できました。しかし、先ほども申し上げましたように、8,000万というのは安い金額ではないと思えますので、今後一層の努力を期待させていただきたいと思えます。

それから、ちょっと先ほど落としましたが、固定資産税につきましては、資産があるわけですので、差し押さえというものは可能だと思います。生活とかいうこと以前に、資産があって税金をかけるわけですので、それらにつきましては差し押さえが可能だと思いますが、今まで差し押さえたというようなことはございましたでしょうか。

議長(宇野昌康君) 税務課長。

税務課長(松浦文雄君) 固定資産税の差し押さえ等について質問をいただきました。

大口町といたしまして、厳密に単独で差し押さえさせていただいておる件数は、私の知る限りでは非常に少ないです。もう何年、何十年前の話は、私ではわかり得ないところもございます。

主要成果の報告書、57ページの方に滞納処分件数ということで、私どもが今実施させていただいておりますのは、所得税の還付金の差し押さえと所得税の還付金の差し押さえの換価ということで、確定申告の際に還付が発生した方を差し押さえさせていただいた金額が42万6,000円と、年度をまたいでといたしますが、換価で差し押さえさせていただいた件数が4件の49万6,000円で、前にも御質問をいただいておりますけれども、町単独の差し押さえというのはまだまだこれからと考えておりましたけど、徴収事務については広域で勉強会等も2年ほど前に実施をさせていただいて、差し押さえの勉強会もそれ以後かなり回数をふやさせていただいて、研究会等もさせていただいております。それに伴って、10月以降に来ていただきます県税職員 の指導に基づいて、一丸となって強化を進めていく予定をしております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、歳入の質疑を終了いたします。

続いて、一般会計の歳出に入ります。

85ページから114ページ、款1.議会費、款2.総務費について、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 1点だけお伺いしておきます。

先日、帳票の閲覧をさせていただきました。その中で、款2.項1.目2.節10、これは町長の交際費になるわけですが、この中に新聞購読代金5,000円というのがあったんですね。交際費の中で新聞購読代金の5,000円というのは私には理解ができないものなんですね。というのは、新聞購読代金ですと通常は需用費ですかね。11節で普通は計上すべきものではないかなあというふうに思うんですね。この新聞購読代金の5,000円というのは平成18年の4月から平成19年の3月、これは毎月1回10日に発行される新聞だそうです。これ、新聞の名前もここには何も記載されておられません。どういう新聞の名前なのか。領収書には全日本同和会愛知県連合会で、会長さんの名前と住所と電話番号が書いてある、そういう領収証が裏に貼付されているものであります。私は新聞購読代金というふうで、はっきりと支出調書の中に説明で書かれているのに、それがどうして交際費に載っているのか、これは私にはちょっと理解できませんので、この点についての御説明をいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、交際費につきましての質問にお答えをさせていただきます。

この新聞につきましては、「あけぼの愛知」という新聞であります。先ほど御指摘をいただいたように、全日本同和会愛知県連合会というところから月1回の発行ということであります。これにつきまして、先ほど吉田議員御指摘のように、需用費で予算を組むのが一般的といいますが、適法であるという指摘でありますけれども、実際そのとおりだということでもあります。

それでは、交際費として組まれたというところですが、これについては、予算を交際費で改めて組んだということではなくて、支出の過程において交際費で支出をしてきたという経緯があるかと思えます。この点につきましては、今後、適正な支出の方法を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そうしますと、この新聞購読代金というのは、あらかじめ予算化も何もしていなかったというものなんですね、当然。そういうものを町の費用で支出していくということになった経過、それがちょっとわかりませんのでお教えいただけますでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） これが当初から予算化していなかったということなのか、ですから需用費では予算化していなかったんですけども、交際費の中で支出をしていく過程の中で予算化をされて支出をしたのか、あるいは予算がない中で交際費の総額として、その中から支出をしたのかということについては、ちょっと私今承知をしておりませんが、今からこれを考えますと、この本部が岩倉市にあるというようなことで、非常に近いところにあるというようなことで、この近隣市町も同じように、額の差はありますけれども購読をしておるというような状況があります。そういう状況の中で大口町も新聞を購読してきたという状況にあるというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私は、町政においてそうしたものを購読しなければならないという理由があれば、別に私は問題はないと思うんですね。そういうものが必要だということであるのなら、これはもう新聞購読料ということではっきり支出調書の説明にも書いてあるわけですよね。それを交際費で支出したというのは、私は何らかの事情がおりになったのかなあというふうに勘ぐらざるを得ない、そういう気持ちなんです、そういう点では。ですから、そういう点において、これが正当な支出なのかどうなのかということも含めて、やはり毅然とした態度

をとるということも私は必要ではないかなあというふうに思いますので、その点において、今後より一層こうした対応について御検討もいただきたいなあというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） これからにつきましては、支出について適法な支出をしていきたいということが1点。

それから、この「あけぼの」という新聞につきましては、いま一度精査をしまして、公費で購読に足り得るものかどうかを20年度に向けて検討しまして、最終的に判断していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 91、92ページ、さらにその次の93ページ、94ページにわたりますが、中身は巡回バスについてお尋ねをいたします。

巡回バスにつきましては、いろいろもう御協議されてきておるところでございますが、成果報告書の40ページにその内容等も記載されております。それで、成果報告書の40ページには、事業名は「コミュニティーバス事業」と。それから、経費のところでは「巡回バス」というような表現がされておりますが、何かこの名称を使い分けをしてみえるんでしょうか、その点をまず1点お伺いします。

次に、この成果報告書の中に有償化実証実験結果の総括というようなところがございます。ここでいろいろ検討した結果が出ておりますが、利用者の増加、若年層への普及、多頻度利用者の増加、運賃収入の増加、交通安全面での貢献と総括しておられますが、今後に向けた課題というのはなかったのでしょうか。いわばこれは極めていい方向での御意見ばかりなんですが、何か改善とか修正するというような課題はなかったのでしょうか。

それからもう1点、この中に運賃収入の増加というのがございましたが、運賃収入はどのくらいあったんでしょうか。

以上、3点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） それでは、巡回バスの御質問にお答えをさせていただきます。

コミュニティーバスと巡回バスの違いですけれども、一般的・全国的には本なんかでも「コミュニティーバス」という形で紹介をされておりますが、大口町の場合はそれを「巡回バス」

というような形で呼んでいる場合があります。

それから、有償化実験の結果の課題ということでもありますけれども、大きく3点ほど指摘をいただいております。新たな利用者として、住民に加え企業をターゲットとした運行形態を検討する。特に中部ルート朝夕便の利用増を目指すため、沿線企業の利用の意向等を調査し、新たな利用の拡大に努める。それから、回数券の販売チャンネルの強化を行うということで、車内だけでなく、アピタやパローなどコミュニティバスの停留所が設置されているスーパーでも購入できるよう各施設に働きかける。それから、回数券裏、時刻表などへの広告掲載の可能性について検討する。町内企業への広告掲載ニーズの把握、広告掲載にかかわる条例制定等、そういったような指摘を有償化実証実験の中ではいただいております。

それから運賃収入ですけれども、平成18年度におきましてはおおむね600万ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 今、課題が3点ほどあったということですが、課題解決に向けて今後一層の御努力をお願いして私の質問を終わります。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) ないようですので、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

続いて113ページから136ページ、款3.民生費について、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 民生費につきましてお尋ねいたします。

決算書123ページ、民生費、目6の地域振興費についてお伺いしたいと思います。

当初予算6,182万6,000円に対して補正予算で71万9,000円の減額をしております。なおかつ、予備費支出及び流用増減で、マイナス49万2,000円を計上し、総額6,000万の支出予算を計上しておりますが、支出額5,473万193円で、不用額が588万4,807円あります。どうしてこのような大きな差額が出た原因があるか、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長(宇野昌康君) 地域振興課長。

地域振興課長(星野健一君) それでは、酒井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

決算書の123ページからでございますけれども、大きく不用額が出ておるがということでございますが、当初予算で大きなものを申し上げさせていただきますと、125ページ、126ページをごらんいただきたいと思います。

19負担金補助及び交付金のところを見ていただきますと、協働費という形の中で元気なまちづくり事業というのがございます。これは当初500万円予算計上させていただきましたけれども、執行が240万6,353円ということになりまして、不用額が生じたということでございます。特に大きなものはそういった関係でございまして、次に、その上段の13委託料をごらんいただきますと、ふれあいまつり開催委託料が136万9,662円執行させていただいておりますけれども、これにつきましては当初150万円ということございまして、これの執行残ということでございます。

それから、その中で男女共同参画事業啓発委託料が16万1,504円執行させていただいておりますけれども、当初予算はこれを50万円ということございまして、その執行残ということで、こういったものの積み上げということで御理解がいただきたいというふうに思います。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 今のお答えで大体のことはわかったかと思いますが、当初予算を立てるときの前年対比での計画で、こうも差が出るということは、予算を組まれるときにどのようにして予算を組まれたかお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

議長(宇野昌康君) 地域振興課長。

地域振興課長(星野健一君) ただいま御回答させていただきました例えば元気なまちづくり事業につきましては、やはり相手があることございまして、私どもとしては500万円必要だろうということで計上させていただきましたけれども、実際には240万ということございまして、そこら辺が私どもが思ったよりも少ない事業申請の額であったということございまして、その分、各団体さんたちが自助努力をされたということもございまして、よろしくお聞きしたいと思っております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) ありがとうございます。

今後ともこのようなことが起きると思いますが、よろしくお聞きしたいと思っております。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) ないようですので、民生費の質疑を終了いたします。

続いて135ページから150ページ、款4.衛生費について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長（宇野昌康君） ないようですので、衛生費の質疑を終了いたします。

続いて149ページから160ページ、款5.労働費から款7.商工費までについて、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 土田進君。

8番（土田 進君） 153ページ、農業費の中の17番、公有財産購入費5,697万9,457円となっておりますが、これはどこの土地で、どのような目的で購入なさったか、お聞きしたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境経済課長。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今、土田議員から御質問いただきました公有財産購入費でございますが、これは大口町役場の前、農林公社が保有しておりました土地を買い戻しさせていただいたものでございます。目的といたしましては、当面、ふれあい農園として使用予定ということで買い上げさせていただいたものですので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、労働費、農業費、商工費の質疑を終了いたします。

続いて159ページから168ページ、款8.土木費について、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 162ページから164ページにわたっておりますが、公有財産購入費で946万1,554円の不用額が出ております。また、さらに次のページのところで、補償補填及び賠償金で2,051万4,828円の、やはり不用額が出ておりますが、その理由を教えてください。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 丹羽議員の御質問についてお答えさせていただきます。

どちらもですが、用地購入費、それから補償費についてでございますが、豊田御供所の大之瀬橋にかかる建物の移転に伴います用地購入費と補償費でございますが、こちらについては年度末まで相手の方と用地交渉を行ったわけですが、移転をしていただく代替地について合意に至らず、こういった形で不用額として残ったものでございます。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ありがとうございます。

一つ落としましたので、もう1点お願いいたします。

168ページの15番、工事請負費の中に町営植松住宅A・B棟等解体工事費561万7,500円が計

上されておりますが、現在更地になっておりますが、その跡地利用についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 丹羽議員の、植松住宅A・B棟解体についての土地利用について御質問がありました。それについてお答えさせていただきます。

今のところ、植松住宅につきましては、A・B棟、あとC・D棟がございます。その中で一部だけでの開発はちょっと利用勝手がよくありませんので、将来にわたってC・D棟の耐用年数が来た段階で、どのような利用計画ができるかというようなことで検討してまいりたいと思っております。よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 今残っておりますC・D・E棟につきましては、耐用年数等もあると思っておりますが、取り壊しといたしますか、退去していただくことが先決だと思いますけど、いつごろになるかというような御計画を教えてください。

議長（宇野昌康君） 都市開発課長。

都市開発課長（近藤定昭君） 耐用年数的に、あと七、八年が耐用年数になります。しかし、今回のA・B棟につきましても、もういつか耐用年数が過ぎていたわけですが、住んでみえる方の考えもありまして、若干耐用年数以後も住んでいただいたという経緯がございます。ですから、耐用年数が来たらすぐ出ていっていただくというような形ではなく、先ほどの話にありましたように、全体的な計画で跡地利用を考えた中でそういった時期が定まっていれば、それに合わせて出ていっていただくなり、そういった対応を考えたいというふうに思っています。ですから、耐用年数だけでは考えておりません。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、土木費の質疑を終了いたします。

続いて167ページから174ページ、款9.消防費について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、消防費の質疑を終了いたします。

続いて173ページから212ページ、款10.教育費について、ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 決算書じゃなくて申しわけございませんが、成果報告書の方でちょっと

御質問をさせていただきます。

162ページ、163ページをお願いいたします。ここで青少年の健全育成推進事業及び平和教育推進事業についてお尋ねいたします。

中学生の海外派遣及び広島市平和記念式典に派遣する参加者の選考基準及び費用負担を教えてください。

それからもう1点が、不用額で58万3,098円が計上されておりますが、広島市の記念式典への参加は引率者を含めて15名で71万6,705円でした。今の若い人たちに戦争の悲惨さを勉強する機会を与えるためにも、この不用額を計上するのではなくて、平和記念式典にもうちょっとたくさん参加できるような方法はなかったのでしょうか、ひとつお答えをお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 青少年健全育成推進事業、並びに平和教育推進事業の選考方法ということで御質問をいただきました。

青少年健全育成推進事業につきましては海外派遣ということでございますが、まず海外派遣に当たっての思いといったことをテーマといたしまして、生徒から作文を提出していただきます。この作文をもとに選考していくわけですが、応募者が多数の場合につきましては、公開で抽せんを行いまして選考をいたしております。それから平和教育推進事業の選考につきましては、それぞれの学校の代表ということで、学校の方で選考をしていただいております。

それから費用負担ということでございますが、海外派遣につきましては、渡航費用の2分の1を個人負担ということで負担をいただいております。それから、平和教育推進事業につきましては全額公費負担ということになっております。

今後につきましては、平成20年度から統合中学校で、両校が統合されるということでございますので、この二つの事業につきましては、現在、こういった選考基準も含めまして今後の対応について検討をしているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 作文で選考、公開抽せんということで、そんなに問題はないかもしれませんが、これらにまつわることで苦情等はなかったのでしょうか。

それからもう1点は、先ほども申し上げましたけど、やはり私らもそうですけど、戦争の悲惨さというのは直接あまり味わっておりません。今後、平和ぼけしないように、そういう教育を推進するためにも、ひとつこういう広島市の平和記念式典などには多くの方が参加していただけるような施策を講じていただくのを希望いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 海外派遣の選考方法に当たっての苦情ということでございますが、この選考方法に関しまして特に苦情というようなことは聞いておりません。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、教育費の質疑を終了いたします。

続いて211ページから215ページ、款11.災害復旧費から款14.予備費まで及び実質収支に関する調書について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、以上をもちまして一般会計の質疑を終了いたします。

これより特別会計の質疑に入ります。

特別会計は、歳入歳出一括して質疑を行います。

217ページから221ページ、大口町土地取得特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、これをもって大口町土地取得特別会計の質疑を終了いたします。

続いて223ページから235ページ、大口町介護保険特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、これをもって大口町介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて237ページから251ページ、大口町国民健康保険特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、これをもって大口町国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

続いて253ページから257ページ、大口町老人保健特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、これをもって大口町老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

続いて259ページから263ページ、大口町国際交流事業特別会計について、ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） ないようですので、これをもって大口町国際交流事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて265ページから273ページ、大口町公共下水道事業特別会計について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) ないようでございますので、これをもって大口町公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて275ページから279ページ、大口町農業集落家庭排水事業特別会計について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) ないようでありますので、これをもって大口町農業集落家庭排水事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて281ページから285ページ、大口町社本育英事業特別会計について、ありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) ないようですので、これをもって大口町社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

続いて287ページから306ページ、財産に関する調書について、ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 予算書の303ページですけれども、ここには物品ということで、取得価格が30万円以上の物品が掲載されています。その中の303ページなのですが、A E Dという装置、心臓がとまっちゃった人に施す装置だと思っておりますが、これが18年度は19台購入された。この物品購入の中ではこれが一番大きいというか、特徴的なものだなあというふうで見えておりましたが、このA E Dというのはだれでも扱えるというふうに言われていますけれども、実際、訓練等々も受けられてみえる方もおられると思うんですが、大口町では一体どのぐらいの方がこういうものを扱えるといいますか、講習を受けられたのかわかりますでしょうか。最近、小学校もみんな置いてありますよね、職員室の前でありますとか。この間も小学校へ行って僕もびっくりしたんですけど、置いてあって。それぞれ訓練を受けてみえるんだらうなあとは思いますが、どの程度講習を受けてみえるのか、お教えてください。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) A E D装置の扱いの講習を受けてみえる方というんですけれども、A E Dの設置につきましては、不特定多数の方が出入りをされる、あるいは小中学校、そういうところへ設置をさせていただいておるわけですが、特に各種団体で学校等を利用されるような団体があるわけですが、学校開放、あるいは体育館ですかね。その団体の方に丹羽広域の消防本部でやります救急救命講習を受けていただくように、たしかこれは生涯学習課の方の協力を得て、お声かけをして、受講していただいたという経過があり

ますし、職員の一部につきましても、職員研修の中で受講させてきたというような経過がございます。それ以前には、学校の先生あたりについては、私どもがそういう取り組みをする以前に、このAEDの取り扱い等の講習を受けてみえるということでお話はお聞きをしております。

ちょっと人数的には把握はしておりませんが、大体受講された、また受講した者は以上のようなものだというふうに思っております。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) AED等々を置いてあるところというと、大体職員がおられるところだと、その職場からずっと持って走らないかんようなところに置いてある。だから、だれがそれを持って走らないかんのかというようなことはわからんわけですね。だから、そういう点でいけば、役場の中もそうだと思うんですけども、それを持ってだれかが走らなければならないということだと思うんですね。だから、そういう点ではぜひ役場の職員の方も、全員の方が一回は講習を受けられた方がいいのではないかなあというふうに思いますね。きのうの新聞でしたか、きょうの新聞でしたか、どこかの町議会の議員が講習を受けたなんていう、そういう記事が載っていましたけれども、それは言われてみればそうだなあということも私自身もその記事を見ていて思ったことなんですけれども、音声で教えてくれるものですからわかるものだと思いますけれども、その記事を読むといろいろ間違えちゃうということもあるようですね。ですから、やっぱりこれは講習を受けないかんのだなあということも、改めてそうした記事も読んでいて思いましたので、講習もぜひ広げていただきたいなあというふうに思います。これは要望です。

議長(宇野昌康君) これをもって財産に関する調書の質疑を終了いたします。

以上で認定第1号に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

(午前11時43分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時45分)

議長(宇野昌康君) 本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。10日月曜日に議案に対する質疑、委員会付託等を予定しておりましたが、本日で質疑が終了しましたので、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり議題とすることに決定をいたしました。

#### 特別委員会の設置

議長(宇野昌康君) 追加議事日程第2、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。認定第1号 平成18年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本件については、8人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、大口町議会委員会条例第6条第1項の規定により、私から指名をいたします。

吉田正君、田中一成君、柘植満君、鈴木喜博君、木野春徳君、齊木一三君、倉知敏美君、吉田正輝君の以上8名です。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方を決算特別委員会委員に選任することに決定をいたします。

次に、決算特別委員会の正・副委員長の互選をしていただきましたので、御報告をいたします。

決算特別委員会委員長に鈴木喜博君、副委員長に柘植満君であります。

#### 議案の委員会付託

議長(宇野昌康君) 追加議事日程第3、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議案となっております議案第52号から議案第58号まで及び認定第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び決算特別委員会に付託することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第58号まで及び認定第1号については、議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

#### 請願の委員会付託

議長（宇野昌康君） 追加議事日程第4、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は2件であります。大口町議会会議規則第90条の規定により、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

#### 散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

10日に予定されておりました本会議は、本日で日程が終了したため休会とします。次回は、9月21日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

（午前11時48分）